

2019 年 6 月 26 日

送配電部門の法的分離に向けた電気事業を取り巻く状況の検証結果を 取りまとめました

本日、経済産業省は、2020 年 4 月の送配電部門の法的分離に向けた電気事業を取り巻く状況の検証結果を取りまとめました。

1. 経緯

2015 年 6 月に成立した改正電気事業法において、2020 年 4 月の送配電部門の法的分離の実施前に、電力需給の状況や電気料金の水準、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況等の電気事業を取り巻く状況について検証を行うこととされました。

これを踏まえ、総合資源エネルギー調査会において、2018 年 9 月に電力・ガス基本政策小委員会で議論を開始し、合計 7 回にわたり議論を重ねてきました。

本日、これらの議論を踏まえ、電気事業を取り巻く状況の検証結果を政府としてとりまとめました。

<発表資料>

- 送配電部門の法的分離に向けた電気事業を取り巻く状況の検証結果について
- (参考)第3弾改正法施行前検証について(第 18 回電力・ガス基本政策小委員会資料 5-1)

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

電力産業・市場室長 下村 貴裕

担当者: 今泉、初田

電話:03-3501-1511(内線 4741~4746)

03-3501-1748(直通)

03-3580-8485(FAX)

送配電部門の法的分離に向けた電気事業を取り巻く状況の検証結果について

2019年6月
資源エネルギー庁

1. 経緯

- (1) 2015年6月に成立した第3弾の改正電気事業法において、2020年4月の送配電部門の法的分離の実施前に、改正法の施行の状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準等の電気事業を取り巻く状況について検証を行うこととされた。
- (2) これを踏まえ、2018年9月から総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会において、合計7回にわたり議論を重ねてきた。

2. 総合資源エネルギー調査会における議論

- (1) 総合資源エネルギー調査会においては、第3弾の改正電気事業法に規定する検証事項に沿って検証を行った。
- (2) 送配電部門の法的分離に向けた関係施策の進捗状況を確認しつつ、エネルギー政策全般に及ぶ幅広い議論が行われる中で、電気事業を取り巻く状況については、概ね以下の認識が示された。
 - (①改正法の施行状況)
 - 2015年4月に電力広域的運営推進機関設立。需給ひっ迫時における地域間の需給調整や地域間連系線等の増強の推進を通じ、全国大での系統運用を進めている。
 - 2016年4月に小売全面自由化が始まり、新規参入が活性化。小売全面自由化後約3年で、全販売電力量に占める新電力シェアは約15%まで増加。
 - 足下の競争状況を踏まえ、第3弾改正電気事業法に基づき、2020年4月以降も、経過措置規制料金を存続予定であり、需要家は、法的分離後も引き続き、規制料金も選択可能。
 - 政府は、送配電部門の中立性確保の観点から、グループ内での人事や会計等に関する行為規制についてルール整備を実施。
 - 電力各社は分社化の方向性を既に公表しており、分割準備会社を設立するなど会社分割に向けた準備が進められているところ。各社の情報システム

や災害時等における連携体制の整備については、万全の対応が求められるところ、今後も継続的にフォローアップを行っていくことが必要。

(②電気料金の水準)

- 電気料金は、東日本大震災以降、上昇傾向にあるが、原子力発電の停止に伴う燃料費の増大と再エネ賦課金による要因を除けば低下傾向。
- 足下の料金の上昇要因の一つとなっている再エネ賦課金について、①固定価格買取制度における中長期の価格目標の設定やその前倒し、②価格目標に向けたトップランナー方式による価格低減、③入札制度の対象拡大、④太陽光の未稼働案件への対応等、抑制に向けた対応を開始しており、引き続き実施していく予定。

(③電力需給の状況)

- 足下の電力需給を見れば、一連の災害も踏まえ、昨年末に対策を公表・実施し、今夏も一定の予備率を確保。
- また、中長期的な供給力・調整力の確保のための取組の準備も進展。さらに、ネットワーク改革を実施し、安定供給確保と再エネ大量導入などの公益的な課題との両立を図るなど、3E+Sの取組を強化していく予定。

(④エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況)

- 3E+Sの観点から、エネルギー基本計画に基づき、更なる競争活性化とともに、安定供給や温暖化対策等の公益的な課題に対応するための市場環境整備を実施。
- エネルギーミックスの達成に向け、太陽光・風力発電といった自然変動電源が増加する中でも、中長期的に必要な供給力・調整力を確保するため、発電能力容量に応じて、電源が稼働していない期間でも一定の収入を得られる仕組み（容量市場）を導入予定。
- このほか、送配電部門が必要な調整力を確保する仕組みとして調整力公募を実施しており、需給調整市場の仕組みを整えているところ。
- また、電力自由化と地球温暖化対策の適合性のバランスをとっていく仕組みとしての非化石価値取引市場も運用が開始されている。
- 加えて、原子力についても、安全最優先の再稼働、将来に向けた廃炉や廃棄物の処理・処分の着実な進展などに引き続き取り組む。

3. 検証結果（まとめ）

- （1）電力システム改革は着実に進展し、2020年4月の法的分離に向けた準備も整いつつある。また、足下の電気料金は原子力発電の停止に伴う燃料費の増大と再エネ賦課金による要因を除けば低下傾向にあり、電力需給は一定の予備率を確保。また、政府として、既に取り組を進めている料金や需給への対応に加え、昨年災害や再エネ大量導入等も踏まえた更なる検討も進められている。
- （2）これらの検証結果を踏まえれば、現時点で必要と考えられる措置が適切に講じられているものと認められる。
- （3）引き続き、電気事業を取り巻く状況を継続的にフォローしつつ、更なる競争活性化や、安定供給や温暖化対策等の公益的な課題に対応するための市場環境整備等、エネルギー基本計画に基づく各施策を着実に実施するとともに、状況の変化に応じて、不断に必要な措置を講じていくべきである。